判 例 研 究

(商法 六四九] 権利能力なき社団の構成員による決議の効力

令和四年切第一七三七号、会員総会決議取消等請求事件、請求一部 千葉地裁令和五年一一月一六日判決

2023WLJPCA11166001

[判示事項]

[参照条文]

、形成訴訟について定めた条項については法律上の明確 の会員(構成員)による本件各決議については、一般社 な規定がなければ適用し得ないため、権利能力なき社団

団法人法又は会社法の規定の類推適用による取消しを求 めることはできない。

二、会員総数一二六七名のうち一五八名への招集通知を欠

いた点、および、法人会員二六三名につき法人の住所に

を無効ならしめる程度の重大な手続上の瑕疵である。

招集通知が発送されなかった点は、

いずれも本件各決議

事

Y

一般社団法人法二六六条一項、会社法八三一条 (被告) は、いわゆる預託金会員制のゴルフ場 実

民事訴訟法二九条に基づく当事者能力が認められた、いわ である。Yは、過去におけるA社との訴訟の最高裁判決 ゴルフ場の経営主体であるA社の運営をサポートする団 (最判平成一四・六・七民集五六巻五号八九九頁) により、

「本件ゴルフ場」という)の会員によって組織され、

。 以 下 本件

1

人会員である。 ゆる権利能力なき社団に該当する。 Х (原告) は、 Yの法

Yの理事会において、同年八月二一日に定時会員総会 A社とYの関係が悪化する中、 本件ゴルフ場のクラブハウスの建替えの協議をめぐり、 令和四年七月一〇日開催 。 以

報の提供をA社に求めたが、 集通知を発した。またYは、会員のうち法人会員二六三名 いう事情があった。 総会については、Y自身が招集通知を発するため、会員情 Yに代わって会員に招集通知を発していたのに対し、本件 招集通知を発した。その背景には、本件総会以前はA社が のある、法人に属する特定の自然人(記名会員) については、法人の住所ではなく、会員名簿に住所の記載 住所が記載されていた一一〇九名に対して、本件総会の招 A社がそれに応じなかったと の住所に

に関する件について決議がされた(以下「本件各決議」と 支予算の件、 令和三年度クラブ運営収支決算、 として開催され、①前年度主要事項の報告・承認の件、 ③理事・監事選任の件、 令和四年度クラブ運営収 ④新年度クラブ運営 (2)

本件総会は、

会員本人出

席四六名、

委任状出席三七八名

無効確認を求める本件訴えを提起した 疵があることなどを理由に、 本件各決議の取消しまたは

瑕

いう)。これに対し、

X は、

本件総会の招集手続に重大な

判 旨

0

請求一部認容

「決議取消しの訴えのような形成の訴えは、

従前の

法

れを受けて、Yは、会員総数一二六七名のうち会員名簿に

「本件総会」という)を開催する旨の決議がされた。

ことはできない」。 とも形成訴訟について定めた条項については法律上の明 社法の規定の類推適用により本件各決議の取消しを求める な規定がなければ適用し得ない」。「一般社団法人法又は会 あり得ることは否定することができないけれども、 法の規定には、権利能力なき社団に類推適用されるもの れるべきであると主張するところ、 社団法人法二六六条一項又は会社法八三一条が類推 容されると解するのが相当である。」「Xは、本件には一般 するのであるから、 当事者間の法律関係を変動させる権限を与えることを意味 れを認めることは、 律関係に変動を生じさせる判決を求める訴えであって、 法律に明確な規定がある場合に限り許 裁判所に対して判決によって一方的 確かに、一般社団法人 少なく 適用

|本件各決議・ ····・のうち、 少なくとも、 2

件〕及び④〔新年度クラブ運営に関する件〕の点は、今後 度クラブ運営収支決算、 のクラブ運営収支が令和三年度クラブ運営収支決算及び令 令和四年度クラブ運営収支予算の

和

.四年度同予算を前提に作成されていくこと (②)、Xも

いる旨主張しており、 て対立状態にあるが、XはA社の実質的オーナーと通じて くところ、Yは、YとA社は、本件ゴルフ場の運営を巡っ Yの法人正会員として、本件ゴルフ場の運営に関わってい 同主張を前提にすれば、XとYとの

間においても、本件ゴルフ場の運営を巡り、

争いが生じる

0)

重要性を踏まえても、左右されないというべきである。」

必要であると認められる。」「本件各決議の無効を確認する するおそれのある紛争を抜本的に解決するために適切かつ おそれがあるといえること(④)からすると、本件各決議 の効力を確認することは、本件各決議の効力を巡って派生

について、

確認の利益があると認められる。

を左右するものとは認められない。」「法人会員については、 のない事情であって、招集手続に瑕疵があるとの……判断 招集通知の欠缺に至った経緯は、 何ら会員には関係

手続に瑕疵があるというべきである」。「Yの会員のうち一 会員に対して招集通知がされた本件においては、その招集 議決権行使の主体は法人であり、その前提となる会員総会 招集通知も法人に対して送付すべきといえるから、記名

> るのが相当であり、 件各決議を無効ならしめる程度の重大なものであると認め ることができない。……本件各決議の手続上の瑕疵は、 れば、本件各決議の採決の結果が異なった可能性も否定す な瑕疵である。…仮にこれらの招集通知が適正にされてい 段として最も重要ともいえる議決権の行使に直結する重大 る点……は、いずれも、会員としてYの運営に関与する手 について、記名会員の個人住所に招集通知が発送されて 五八名への招集通知を欠いた点……及び法人会員二六三名 かかる結論は、 ……本件各決議の内容

研 究

はじめに

員式) れるものである。また、ゴルフ場の法人会員については 体はA社であるが、 法人に属する自然人すべてに利用を認める方式 いる。こうした例は、 ゆる権利能力なき社団であるYがその運営をサポートして 本件ゴルフ場は預託金会員制組織のものであり、 があるところ、本件ゴルフ場は後者の方式をとってい と特定の自然人にのみ利用を認める方式 会員を構成員として組織された、 預託金会員制のゴルフ場によくみら (記名会員

式

るようである。

六六条一項もしくは会社法八三一条の類推適用に基づく取 ついて、Xは、本件訴えを提起して、①一般社団法人法二 **員)によって行われた本件各決議の効力である。この点に** 本件で争われたのは、Yの構成員(本件ゴルフ場の会

を取り上げることにした次第である。 味深い問題が含まれていることから、本稿で改めて本判決 よび、その中にはこれまであまり議論されてこなかった興 することができなかった問題が少なからず残ったこと、お トー五九六号 (二〇二四年) 二頁)、紙幅の制約上、検討 について取りあげたものの 討することにしよう。なお、筆者は、すでに別稿で本判決 られるとして、請求を認容した。以下、 (久保田安彦「判批」ジュリス 順次取り上げて検

ئ

関係が事実的、 為に基づく損害賠償請求をしている。これに対し、本判決 提起は不当な目的でされたものであることを理由に不法行 Xの本訴請求には理由があり、 法律的根拠を欠くものでないことは明らか Xが主張した権利法律

訴期間の制限が課されても、

その点はXに不利に働かない

ところで、本件では、Yが反訴として、

Xによる本訴

0

は妥当であり、 ないとして、Yの反訴請求を棄却している。こうした判示 であるため、 Xによる本件本訴の提起は不法行為を構成し 特に検討すべき点は見当たらないため、

稿では割愛することにしたい。

定の類推適用の当否

=

般社団法人法・会社法上の決議取消訴訟に関する規

認の利益を肯定した上で、本件各決議には無効原因が認め

①については請求を棄却する一方、②については、

確

消し、または、②無効確認を求めた。これに対し、本判決

会社法八三一条等の類推適用が認められることによって提 う必要がなくなるため、その点ではXにとって有利に 法八三一条等が定める提訴期間内に提起されているため には不利に)作用すること、その一方で、本件訴えは会社 等の類推適用が認められれば、Xは訴えの利益の存否を争 確認の利益の存否が問題となるのに対し、会社法八三一条 決議の瑕疵を争うに当たり、 を争うという構図になっている。これはおそらく、本件各 張したのは原告であるXであり、被告であるYはその主張 または会社法八三一条(以下「会社法八三一条等」とい 取消しの訴えに関して定める一般社団法人法二六六条一 本件でまず問題にされたのは、本件各決議につき、 が類推適用されるか否かである。 無効確認の訴えによる場合は かかる類推適用を主 決議 関する規定

適用を認めている。また学説上も、法律関係の安定を図る

(会社法八二八条一項二号・二項)

号

の類推

行使による株式発行の無効につき、株式発行無効の訴えに

一一・二一民集六七巻八号一六八六頁)は、

·四·二四民集六六卷六号二九〇八頁、

最決平成二五 新株予約権の

る。

ことによるものであろう。

却下を主張したため、形成訴訟に関して定めた条項の類推 は事情が異なる。 適用の可否が争われたという経緯があり、その点で本件と 同裁判例では、被告側が提訴期間の経過を理由とした訴え 八月二七日 2010WLJPCA08278029 がみられる。ただし、 マンションの管理組合総会決議の効力が争われた事案につ 定めた条項は法律上の明確な規定がなければ適用し得ない 同様の判示をする裁判例として、東京地判平成二二年 類推適用もあり得ない旨を述べる(判旨一)。なお、 前記の問題につき、 本判決は、 形成訴訟に関して

ように思われる。すなわち、たとえば、判例 本判決の前記の理由付けだけでは十分な説得力を有しない 推適用がおよそ許されないわけではないと考えられるため うか。この点について、形成訴訟に関して定める条項の類 それでは、 前記のような本判決の理由付けは妥当であろ (最判平成二

> 二〇〇六年)二一七頁、久保田安彦『企業金融と会社法 資本市場規制』(有斐閣、二〇一五年)一八二頁~一八三 となどを理由に、前記判例と同様に解する見解が有力であ 観点から、 (相澤哲ほか編著『論点解説新・会社法』(商事法務 提訴期間の制限に服せしめるのが妥当であるこ

る

推適用も認められてよいというべきである。 る条項を類推適用することが妥当である場合は、 頁など)。このように実質論として形成訴訟に関して定め かかる

構成員による決議につき、決議取消しの訴えに関して定め る会社法八三一条等を類推適用することが妥当かどうかで そうすると問題は、 実質論として、権利能力なき社 団

0

に、 日から三か月以内という提訴期間の制限が課されるととも 訴えの利益の存否が基本的に問題にならない一方、 ある。仮に会社法八三一条等の類推適用が認められれば、 同条一項各号所定の事由が取消事由とされることにな 決議の

この問題を検討する際の出発点とすべきは、 権利: 能力な

き社団の実態は多様であり、

どのような場合に構成員によ

また、 あるか、ひいては、決議の瑕疵を争うことができる期間を る決議の効力を否定することが構成員の利益保護に適うか 決議をめぐる法律関係の安定をどれほど図る必要が

合以上に事案ごとに大きく異なり得ると考えられることで 制限すべきかといった点が、 この点について、閉鎖的な株式会社や一般社団法人 株式会社や一般社団法人の場

わ

られる。これに対し、権利能力なき社団は利益の獲得を目 どあるかは大きく異なるものと想定される。さりとて、 況によって、 傾向はみられず、権利能力なき社団の実態や事案ごとの状 的としないことが通例であるため、 決議をめぐる取引の安全を図る必要は比較的大きいと考え 総会決議に基づく対外的な取引を反復継続して行うため、 まれているところ、それらの法人は、株主総会決議・社員 社団法人にも利益の獲得を目的とするものが少なからず含 会社も株式会社である以上は営利法人であり、また、一般 いという見方もあるかもしれない。しかし、閉鎖的な株式 と、権利能力なき社団とでは、実態としてあまり変わらな 般的な傾向として、提訴期間の制限を課すことによって 決議をめぐる取引の安全を図る必要がどれほ 前記のような一般的な 事

> と)は避けたほうがよいと考えられるからである。 も決議の日から三か月以内という短い期間に制限するこ 構成員が事前に認識できることが必要であり、 がば不意打ち的に裁判所が提訴期間を制限すること(それ 事後的に

うように、ケース・バイ・ケースで柔軟な処理をしたほう が妥当な解決につながりやすいし、 合的に考慮して決する(詳細については後記五参照)とい 決議をめぐる法律関係の安定を図る必要の大きさなどを総 の効力を否定するか否かについても、 められる限りは訴えの提起を認めることにした上で、 により、 決議の瑕疵を争う訴えを一般の無効確認の訴えとすること ついては、一律に会社法八三一条等の類推適用を否定し、 そうであれば、権利能力なき社団の構成員による決議に 提訴期間の制限を課すことなく、 それで何か別の問題 瑕疵の内容・程度や、 確認の利益が認

る規定の類推適用の当否

一般社団法人法・会社法上の決議無効確認訴訟に関す

本判決は、 権利能力なき社団の構成員による決議 の無効

とりわけ提訴期間を制限する場合は、そのことをなるべく く保障することが望ましいところ、そのような観点からは 利能力なき社団の構成員が決議の瑕疵を争う機会をなるべ かを決するというのも妥当でないであろう。

なぜなら、

Ξ

裁判所が会社法八三一条等を類推適用するか否

る。

社法八三一条等の類推適用を否定したこと自体は妥当であ 生じるとも考えにくい。このように考えると、本判決が会 他方で、

般社団

法人法・会社法上、

組

織に関する訴訟

における被告を定めた規定と対世効はセットになっている

る請求認容の確定判決については、対世効は認めないと法構成員による決議の場合であっても、無効確認の訴えに係については言及していない。ただし、権利能力なき社団の決議無効確認の訴えに関する規定が類推適用されるか否か

確認の訴えにつき、会社法または一般社団法人法における

般社団法人法二七三条または会社法八三八条の類推適用はする観点からは、請求認容の確定判決の対世効を定める一ため、法律関係の錯綜を回避し、法律関係の画一的処理を律関係の錯綜を生じさせることが多いと考えられる。その

る規定(平成一七年改正前商法二五二条)を類推適用する無効確認の訴えに係る請求認容の確定判決の対世効を認め準用規定を設けていない法人についても、株主総会決議の

四一七号三四八頁参照

昭和四七・一一・九民集二六巻九号一五一三頁も、明文の認められると解すべきであろう。この点に関連して、最判

諸問題(五)」判例タイムズ一五一二号(二〇二三年)四「新・類型別会社訴訟一八 会社関係訴訟の手続をめぐるところである(同様の見解に立つものとして、林史高ほか

ことは必ずしも許されないことではない旨を判示している

(一九)』(商事法務、二〇二一年) 三五九頁〔本間靖規〕と理解されるため(岩原紳作編『会社法コンメンタール

したがって、権利能力なき社団の構成員による決議の無効適格を定める規定も合わせて類推適用するのが素直である。参照)、前記のように対世効を認めるとした場合は、被告を指している。

社団のみが被告適格を有すると解した上で、そのことを前たは会社法八三四条一六号が類推適用され、権利能力なき人・会社である旨を定める一般社団法人法二六九条四号ま確認の訴えについては、被告適格を有するのは一般社団法

解釈をとる裁判例として東京地判平成二五・六・一九判タ八三八条の類推適用が認められると解される(そのような提に、前記のような一般社団法人法二七三条または会社法

なるのは決議内容の去令違文に限られる旨を定める一般仕権利能力なき社団の構成員の決議につき、決議無効原因と善残る問題は、本判決のような立場に立つ場合において、

団法人法二六五条二項または会社法八三〇条二項(以下なるのは決議内容の法令違反に限られる旨を定める一般社

「会社法八三○条二項等」という)が類推適用されるか

しているため、会社法八三〇条二項等の類推適用はないこ大であることを重視して、本件各決議が無効であると判示かである。この点について、本判決は、手続上の瑕疵が重

7

とを前提としていると理解される。 こうした本判決の見解は、 実質論としても妥当である。

すなわち、 ①②③は相互に関係しており、 つの処理 決議・株主総会決議の効力につき、瑕疵の種類に応じて三 (①無効、 般社団法人法・会社法は、 ②取消、 ③不存在)を用意している。 たとえば①無効の原因が決 瑕疵ある社員総会

社団 うなパッケージ化の理解を前提にすると、 限定されると、 反というのはあまり想定しにくいため、 のが素直であろう。また、実際問題として、 たは会社法八三〇条二項の類推適用も否定されると考える 違反に限られる旨を定める一般社団法人法二六五条二項ま 立場に立つ限り、決議無効原因となるのは決議内容の法令 このうち②に関する規定の類推適用を否定した。前記のよ は いわばパッケージ化されていると理解できる。本判決は の構成員の決議の場合は、そもそも決議内容の法令違 決議が無効とされることもほとんどないこ それに無効原因が 本判決のような 権利能力なき

利能力なき社団の構成員による決議の効力を争う訴えは 以上のことからすると、本判決の立場に立つ場合は、 権

とになるという問題もある。

n

も決議内容の法令違反に限られないことになる。 べきかであるが、これについては後記五で取り上げること 決議の無効原因の有無について具体的にどのように判断す 限りは訴えの提起が認められるとともに、 般の無効確認の訴えに一本化されることになる。 提訴期間の制限は課されず、 確認の利益が認められ 決議の無効原 問題は その 因 .る

四 本件訴えの確認の利益の存否

で処理することが前提となっているというように、①②③

議内容の法令違反に限定されているのは、

それ以外は②③

にしたい。

とおり、認定事実に鑑みると、少なくとも本件各決議の 認の利益を肯定した かったという事情があるのかもしれない。 要事項の報告・承認の件〕 ただし他方で、判旨二が、 と認められるため、 のある紛争を抜本的に解決するために適切かつ必要である 部については、その効力を確認することが派生するおそれ ていないが、 本判決は、本件各決議に係る無効確認の訴えにつき、 に言及していない理由は判然としない。 それらの決議については実質的な争いがな 確認の利益は肯定されてよいであろう。 (判旨二)。 本件各決議のうち①〔前年度主 および③ たしかに本判決が述べ 〔理事・ 判決文には表 監事 選 任

その内容が極めて重要であることを主張している。

酌して判断しているとした上で、

本件各決議につい

ことができる。

五 本件各決議の無効原因の有無

にあたり、瑕疵の重大さに着目するアプローチを採用する ると評価できるため(②については改めて最後に取りあげ 通知が発送されなかったことは、いずれも重大な瑕疵であ 員総数一二六七名のうち一五八名への招集通知を欠いたこ ものといえる。こうしたアプローチを前提にすると、①会 無効であると判断した(判旨三)。決議の効力を判断する しつつ、決議の内容の重要性をも考慮して、本件各決議は 次いで本判決は、手続上の瑕疵が重大であることを重視 および、②法人会員二六三名につき法人の住所に招集

ため、 通知の欠缺の程度が軽微か否かについて、 続上の瑕疵があり、 の効力が争われたのに対し、裁判所は、 二七 LLI/DB07331572 では、 この点に関連して、本件のXは、東京地判平成三〇・三・ にどのような形で考慮したのかは必ずしも明らかではない 本判決は、 決議は無効であると判示したところ、その際、 決議内容の重要性も考慮しているが、具体的 それが極めて軽微な瑕疵とはいい難い 建物管理組合の総会の決議 招集通知を欠く手 決議内容の重要 招集

る)、本件各決議は無効であると解される。

主張に応えたものであるとみるのが素直であろう。 本判決が決議内容の重要性を考慮したのは、こうしたXの

重

されるべきものである(会社法八三一条二項参照)と理 使する機会を侵害したか、および、当該事案において決議 性との間には、直接的な関係はなく、 の結果に重大な影響を及ぼしたとみるべきかによって判断 議に係る構成員の重要な権利(出席権や議決権など)を行 ると考えられる。なぜなら、手続上の瑕疵の重大さは、 ただし、本来、手続上の瑕疵の重大さと決議内容の 別個の考慮要素であ 決

なく、 Ž わらない旨をい 疵の重大さの判断要素に積極的に取り込もうとしたのでは 解に立った上で、本件各決議の内容の重要性を手続上の 左右されない」といった判示をしたのも、 件各決議を無効ならしめる程度の重大なものであるとい 結論は、……本件各決議の内容の重要性を踏まえても、 仮に決議内容の重要性を斟酌したとしても結論は変 わば補足的に述べたものにすぎないとみる 前記のような理

されるからである。本判決が「かかる〔手続上の瑕疵が本

ないことまでは意味しない。先に触れたように、手続上の に判断するに当たって、 ただし、前記のことは、 決議内容の重要性を考慮すべきで 決議の無効原因の有無を具体的

あるとされ、たとえどの手売上の最近の重大さが七夜的トた決議の内容が重要である場合において、手続上の瑕疵が益に重要な影響を及ぼす決議であるという意味で、成立し題はないと考えられるからである。たとえば、構成員の利瑕疵の重大さとは別個の要素として考慮するのであれば問

総会決議の効力を決する場合は、決議内容の重要性は考慮さいとしても、構成員の利益を保護する観点から、決議無さいとしても、構成員の利益を保護する観点から、決議無にあり得るであろう。この点については、株式会社の株主にあり得るであろう。この点については、株式会社の株主が上談の内容が重要である場合において、手続上の瑕疵がた決議の内容が重要である場合において、手続上の瑕疵が

株主総会決議の場合とは状況は異なるといえる。決議の場合は、そもそも法定決議事項がないこともあり、は重要であるのに対し、権利能力なき社団の構成員によるれているために、株主総会決議の場合は、通常、決議内容

法上は、

基本的に重要事項が株主総会の法定決議事項とさ

るのかという疑問が呈されるかもしれない。

しかし、会社

されていないのに、なぜ権利能力なき社団の場合は考慮す

ら、それとは別のアプローチとして、株式会社の瑕疵あるうしたアプローチが妥当か否かは問題になり得る。なぜなを重視するアプローチを採用しているところ、そもそもそ決議の無効原因の有無を判断するにあたり、瑕疵の重大さところで、これまで縷々述べてきたように、本判決は、

三九六頁、最判平成二八・一・二二民集七○巻一号八四頁とすること(最判昭和四四・一二・二民集二三巻一二号二限らず、何らかの瑕疵があれば特段の事情がない限り無効取締役会決議の効力に関する解釈のように、重大な瑕疵に

ケース・バイ・ケースでの柔軟な処理をすることが望ましついては、権利能力なき社団の実態の多様性を踏まえて、しかし、権利能力なき社団の構成員による決議の効力になど参照)も考えられるからである。

とが妥当である。そして、そのような処理をする場合には、「特段の事情」を比較的柔軟に認めるという処理をすることる場合でも、決議の結果に対する影響に着目しながらたる場合でも、決議の結果に対する影響に着目しながらいる方なアプローチにも相応の合理性が認められる。また、いところ(前掲二参照)、そのような処理をする場合には、本判決いところ(前掲二参照)、そのような処理をする場合には、本判決

集通知を法人の住所ではなく、法人会員の記名会員の住所題を取りあげることにしたい。Yは、法人会員に対する招なお、最後に、法人会員に対する招集通知の発送先の問はないといえる。

られるから、その意味でも、

本判決のアプローチでも問

本判決のアプローチとの実質的な違いはあまりないと考え

に送付した。しかし、法人会員の記名会員は当該法人に属する自然人のうちゴルフ場の利用が認められたものにすぎない。本判決が述べるとおり、あくまで本件総会における法人会員の議決権行使の主体は法人である以上、招集通知を法人の住所に送付すべきものであるため、法人の住所ではなく、記名会員の住所に招集通知を送付することは本件なく、記名会員の住所に招集通知を送付することは本件を決議の瑕疵となる。この点について、たとえば記名会員を決権行使の機会が確保されることもあり得る。そのため、決権行使の機会が確保されることもあり得る。そのため、決権行使の機会が確保されることもあり得る。そのため、決権行使の機会が確保されることもあり得る。そのため、決権行使の機会が確保されるときは、本件各決議の瑕疵の重大さを低下させる要素になる。しかし、本件を決議の瑕疵の重大さを低下させる要素になる。しかし、本件を決議の瑕が発送されなかったことは、本件各決議を無効ならしめるが発送されなかったことは、本件各決議を無効ならしめるが発送されなかったことは、本件各決議を無効ならしめる

保田 安彦

程度に重大な瑕疵であると解される。